

特定非営利活動法人ブエンカミーノ

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人ブエンカミーノ（以下「法人」という。）定款第19条の規定に基づき、法人役員の報酬について必要な事項を定めるものとする。

(役員)

第2条 この規定で定める役員とは、法人の理事及び監事とする。

(報酬)

第3条 役員は、理事長に限りその報酬をうけることができ、その金額は月額5万円とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、議会の議決を経て、理事長が別に定める。

4 職員を兼務する役員は、役員報酬ではなく、その労働に見合った賃金を得ることとする。

(報酬の支払方法)

第4条 役員の報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令等に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部または一部につき自己の口座に振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(改正)

第5条 本規定の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

1. この規程は令和3年7月1日から施行する。